別記様式（第２条関係）

（表）

第　　号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第13条第５項において準用する同法第12条第２項の身分証明書

写
真

氏名

生年月日　　年　　月　　日

年　月　日発行

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

（裏）

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（抄）

第12条　農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

２　前項の規定により立入検査、質問又は集取（以下「立入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

４・５　（略）

第13条　農林水産大臣は、前条第１項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、同項に規定する者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

２　農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

３・４　（略）

５　前条第２項及び第３項の規定は第１項の規定による立入検査等について、同条第５項の規定は第１項の規定による集取について、それぞれ準用する。

第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第12条第１項又は第13条第１項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。